

◇義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 義務教育等教員特別手当の支給に必要となる校務の種類を定めることにしました。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和8年1月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)